

第2章 保護の基準

◎生活保護法による保護の基準

〔昭和38年4月1日
厚生省告示第158号〕

〔一部改正経過〕

- 第1次 昭和38年7月24日厚告第332号
- 第2次 昭和38年12月20日厚告第560号
- 第3次 昭和38年12月20日厚告第559号
- 第4次 昭和39年4月1日厚告第119号
- 第5次 昭和39年12月18日厚告第568号
- 第6次 昭和39年12月12日厚告第553号
- 第7次 昭和40年1月13日厚告第16号
- 第8次 昭和40年4月5日厚告第175号
- 第9次 昭和40年7月26日厚告第381号
- 第10次 昭和40年11月1日厚告第495号
- 第11次 昭和40年12月17日厚告第547号
- 第12次 昭和40年12月17日厚告第548号
- 第13次 昭和41年1月18日厚告第16号
- 第14次 昭和41年1月22日厚告第26号
- 第15次 昭和41年4月7日厚告第181号
- 第16次 昭和41年4月13日厚告第201号
- 第17次 昭和41年8月11日厚告第373号
- 第18次 昭和41年12月17日厚告第545号
- 第19次 昭和42年4月1日厚告第133号
- 第20次 昭和42年4月25日厚告第195号
- 第21次 昭和42年8月24日厚告第350号
- 第22次 昭和42年10月5日厚告第409号
- 第23次 昭和42年11月25日厚告第451号
- 第24次 昭和43年4月1日厚告第120号
- 第25次 昭和43年5月8日厚告第208号
- 第26次 昭和43年9月7日厚告第374号
- 第27次 昭和43年10月5日厚告第406号
- 第28次 昭和43年11月22日厚告第455号
- 第29次 昭和43年12月26日厚告第505号
- 第30次 昭和44年4月1日厚告第81号
- 第31次 昭和44年10月1日厚告第327号
- 第32次 昭和44年10月4日厚告第329号
- 第33次 昭和44年11月28日厚告第379号
- 第34次 昭和45年1月5日厚告第1号
- 第35次 昭和45年4月1日厚告第71号
- 第36次 昭和45年11月30日厚告第400号
- 第37次 昭和45年12月12日厚告第422号
- 第38次 昭和46年4月1日厚告第75号
- 第39次 昭和46年10月7日厚告第333号
- 第40次 昭和46年12月1日厚告第368号
- 第41次 昭和46年12月9日厚告第390号
- 第42次 昭和47年2月29日厚告第53号
- 第43次 昭和47年4月7日厚告第86号
- 第44次 昭和47年9月27日厚告第310号
- 第45次 昭和47年10月6日厚告第323号
- 第46次 昭和47年12月15日厚告第381号
- 第47次 昭和48年4月5日厚告第59号
- 第48次 昭和48年9月26日厚告第265号
- 第49次 昭和48年10月1日厚告第272号
- 第50次 昭和48年12月20日厚告第331号
- 第51次 昭和49年4月1日厚告第71号
- 第52次 昭和49年5月1日厚告第103号
- 第53次 昭和49年6月13日厚告第171号
- 第54次 昭和49年9月12日厚告第239号
- 第55次 昭和49年9月30日厚告第272号
- 第56次 昭和49年10月12日厚告第295号
- 第57次 昭和49年11月16日厚告第327号
- 第58次 昭和50年2月8日厚告第40号
- 第59次 昭和50年4月5日厚告第85号
- 第60次 昭和50年8月26日厚告第263号
- 第61次 昭和50年10月18日厚告第293号
- 第62次 昭和50年11月19日厚告第326号
- 第63次 昭和50年12月13日厚告第366号
- 第64次 昭和51年1月14日厚告第4号
- 第65次 昭和51年2月17日厚告第27号
- 第66次 昭和51年3月31日厚告第43号
- 第67次 昭和51年8月16日厚告第232号
- 第68次 昭和51年9月27日厚告第276号
- 第69次 昭和51年10月13日厚告第285号
- 第70次 昭和51年10月21日厚告第288号
- 第71次 昭和51年12月22日厚告第334号
- 第72次 昭和52年3月31日厚告第64号
- 第73次 昭和52年7月25日厚告第193号
- 第74次 昭和52年8月18日厚告第211号
- 第75次 昭和52年9月30日厚告第246号
- 第76次 昭和52年11月18日厚告第278号
- 第77次 昭和53年3月31日厚告第60号
- 第78次 昭和53年7月10日厚告第162号
- 第79次 昭和53年11月9日厚告第233号
- 第80次 昭和54年1月5日厚告第1号
- 第81次 昭和54年1月17日厚告第5号
- 第82次 昭和54年3月31日厚告第45号
- 第83次 昭和54年7月10日厚告第122号
- 第84次 昭和54年11月17日厚告第189号
- 第85次 昭和55年1月25日厚告第12号
- 第86次 昭和55年3月31日厚告第55号

- 第87次 昭和55年7月17日厚告第135号
- 第88次 昭和55年11月25日厚告第198号
- 第89次 昭和55年11月29日厚告第201号
- 第90次 昭和56年3月31日厚告第41号
- 第91次 昭和56年7月22日厚告第135号
- 第92次 昭和56年11月17日厚告第188号
- 第93次 昭和57年3月31日厚告第51号
- 第94次 昭和57年8月31日厚告第159号
- 第95次 昭和57年8月31日厚告第160号
- 第96次 昭和57年12月4日厚告第202号
- 第97次 昭和58年3月31日厚告第71号
- 第98次 昭和59年3月31日厚告第61号
- 第99次 昭和59年8月13日厚告第138号
- 第100次 昭和59年12月26日厚告第226号
- 第101次 昭和60年3月30日厚告第54号
- 第102次 昭和60年6月26日厚告第101号
- 第103次 昭和60年9月18日厚告第148号
- 第104次 昭和61年3月31日厚告第71号
- 第105次 昭和61年4月23日厚告第95号
- 第106次 昭和61年5月23日厚告第106号
- 第107次 昭和61年7月29日厚告第155号
- 第108次 昭和61年9月25日厚告第176号
- 第109次 昭和62年3月28日厚告第62号
- 第110次 昭和62年6月3日厚告第121号
- 第111次 昭和62年7月20日厚告第148号
- 第112次 昭和62年11月5日厚告第185号
- 第113次 昭和62年12月12日厚告第199号
- 第114次 昭和63年3月18日厚告第50号
- 第115次 昭和63年3月31日厚告第122号
- 第116次 昭和63年4月30日厚告第149号
- 第117次 昭和63年5月30日厚告第164号
- 第118次 昭和63年7月20日厚告第213号
- 第119次 平成元年3月31日厚告第85号
- 第120次 平成元年6月30日厚告第129号
- 第121次 平成元年9月30日厚告第178号
- 第122次 平成元年12月26日厚告第215号
- 第123次 平成2年3月31日厚告第86号
- 第124次 平成2年6月30日厚告第143号
- 第125次 平成3年3月31日厚告第69号
- 第126次 平成3年6月27日厚告第145号
- 第127次 平成4年3月31日厚告第124号
- 第128次 平成5年3月29日厚告第94号
- 第129次 平成6年3月29日厚告第132号
- 第130次 平成6年9月9日厚告第309号
- 第131次 平成6年9月29日厚告第325号
- 第132次 平成6年12月22日厚告第391号
- 第133次 平成7年2月27日厚告第26号
- 第134次 平成7年3月28日厚告第64号
- 第135次 平成8年3月25日厚告第93号
- 第136次 平成8年8月29日厚告第217号
- 第137次 平成9年3月31日厚告第73号
- 第138次 平成9年9月30日厚告第209号
- 第139次 平成10年3月31日厚告第121号
- 第140次 平成11年3月31日厚告第104号
- 第141次 平成12年3月31日厚告第158号
- 第142次 平成12年6月7日厚告第253号
- 第143次 平成12年9月29日厚告第328号
- 第144次 平成12年12月28日厚告第464号
- 第145次 平成13年3月30日厚告第145号
- 第146次 平成13年10月1日厚告第327号
- 第147次 平成13年11月19日厚告第6号
- 第148次 平成13年12月1日厚告第237号
- 第149次 平成14年2月1日厚告第16号
- 第150次 平成14年3月29日厚告第148号
- 第151次 平成14年2月19日厚告第24号
- 第152次 平成15年2月19日厚告第25号
- 第153次 平成15年3月31日厚告第138号
- 第154次 平成15年4月18日厚告第172号
- 第155次 平成15年4月30日厚告第177号
- 第156次 平成15年8月19日厚告第294号
- 第157次 平成15年8月27日厚告第298号
- 第158次 平成15年9月25日厚告第313号
- 第159次 平成16年2月27日厚告第45号
- 第160次 平成16年3月3日厚告第75号
- 第161次 平成16年3月25日厚告第130号
- 第162次 平成16年9月1日厚告第328号
- 第163次 平成16年9月28日厚告第355号
- 第164次 平成16年9月29日厚告第356号
- 第165次 平成16年10月12日厚告第374号
- 第166次 平成16年10月29日厚告第384号
- 第167次 平成16年10月29日厚告第383号
- 第168次 平成16年12月24日厚告第433号
- 第169次 平成16年12月24日厚告第434号
- 第170次 平成16年12月24日厚告第435号
- 第171次 平成16年12月24日厚告第436号
- 第172次 平成16年12月24日厚告第437号
- 第173次 平成16年12月24日厚告第438号
- 第174次 平成17年2月15日厚告第28号
- 第175次 平成17年2月15日厚告第29号
- 第176次 平成17年2月15日厚告第30号
- 第177次 平成17年2月15日厚告第31号
- 第178次 平成17年2月15日厚告第32号
- 第179次 平成17年2月15日厚告第33号
- 第180次 平成17年2月15日厚告第34号
- 第181次 平成17年2月15日厚告第35号
- 第182次 平成17年2月15日厚告第36号
- 第183次 平成17年3月31日厚告第193号
- 第184次 平成17年4月25日厚告第228号
- 第185次 平成17年6月24日厚告第262号
- 第186次 平成17年6月24日厚告第263号
- 第187次 平成17年8月1日厚告第361号
- 第188次 平成17年9月2日厚告第392号
- 第189次 平成17年9月30日厚告第448号
- 第190次 平成17年10月31日厚告第476号
- 第191次 平成17年12月28日厚告第523号
- 第192次 平成17年12月28日厚告第524号
- 第193次 平成17年12月28日厚告第525号
- 第194次 平成18年2月1日厚告第14号
- 第195次 平成18年2月1日厚告第16号
- 第196次 平成18年3月1日厚告第75号
- 第197次 平成18年3月1日厚告第74号
- 第198次 平成18年3月1日厚告第75号
- 第199次 平成18年3月1日厚告第76号
- 第200次 平成18年3月1日厚告第77号

第201次	平成18年3月1日厚労告第78号	第202次	平成18年3月1日厚労告第79号
第203次	平成18年3月1日厚労告第80号	第204次	平成18年3月31日厚労告第297号
第205次	平成18年3月31日厚労告第315号	第206次	平成18年9月29日厚労告第588号
第207次	平成19年1月19日厚労告第5号	第208次	平成19年1月19日厚労告第6号
第209次	平成19年1月19日厚労告第7号	第210次	平成19年3月31日厚労告第127号
第211次	平成20年3月31日厚労告第169号		

生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により、生活保護法による保護の基準を次のように定め、生活保護法による保護の基準（昭和32年4月厚生省告示第95号）は、廃止する。

生活保護法による保護の基準

- 一 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第1から別表第8までに定めるところによる。
 - 二 要保護者に特別の事由があつて、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。
 - 三 別表第1、別表第3、別表第6及び別表第8の基準額に係る地域の級地区分は、別表第9に定めるところによる。
- 市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。

前文（第211次改正）抄

〔前略〕平成20年4月1日から適用する。

別表第1 生活扶助基準

第1章 基準生活費

1 居宅

(1) 基準生活費の額（月額）

ア 1級地

(ア) 1級地—1

第1類

年 齢 別	基 準 額
0 歳 ~ 2 歳	20,900円
3 歳 ~ 5 歳	26,350
6 歳 ~ 11 歳	34,070
12 歳 ~ 19 歳	42,080
20 歳 ~ 40 歳	40,270
41 歳 ~ 59 歳	38,180
60 歳 ~ 69 歳	36,100
70 歳以上	32,340

第2類

基準額及び加算額	世 帯 人 員 別					
	1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上1人を増すごとに加算する額	
基 準 額	43,430円	48,070円	53,290円	55,160円	440円	
地区別冬季 加 算 額 〔11月から 3月まで〕	I 区	24,350	31,530	37,630	42,670	1,640
	II 区	17,410	22,550	26,910	30,520	1,170
	III 区	11,560	14,970	17,860	20,250	780
	IV 区	8,820	11,420	13,630	15,460	590
	V 区	6,150	7,970	9,510	10,780	410
	VI 区	3,090	4,000	4,770	5,410	200

(イ) 1級地—2

第1類

年 齢 別	基 準 額
0 歳 ~ 2 歳	19,960円
3 歳 ~ 5 歳	25,160
6 歳 ~ 11 歳	32,540
12 歳 ~ 19 歳	40,190
20 歳 ~ 40 歳	38,460
41 歳 ~ 59 歳	36,460
60 歳 ~ 69 歳	34,480
70 歳以上	31,120

第2類

基準額及び加算額		世 帯 人 員 別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上1人を増すごとに加算する額
基 準 額		41,480円	45,910円	50,890円	52,680円	440円
地区別冬季 加 算 額 (11月から 3月まで)	I 区	23,250	30,110	35,940	40,750	1,640
	II 区	16,630	21,540	25,700	29,150	1,170
	III 区	11,040	14,300	17,060	19,340	780
	IV 区	8,420	10,910	13,020	14,760	590
	V 区	5,870	7,610	9,080	10,290	410
	VI 区	2,950	3,820	4,560	5,170	200

イ 2級地

(ア) 2級地—1

第1類

年 齢 別	基 準 額
0 歳 ~ 2 歳	19,020円
3 歳 ~ 5 歳	23,980
6 歳 ~ 11 歳	31,000
12 歳 ~ 19 歳	38,290
20 歳 ~ 40 歳	36,650
41 歳 ~ 59 歳	34,740
60 歳 ~ 69 歳	32,850
70 歳以上	29,430

第2類

基準額及び加算額		世 帯 人 員 別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上1人を増すごとに加算する額
基 準 額		39,520円	43,740円	48,490円	50,200円	400円
地区別冬季 加 算 額 (11月から 3月まで)	I 区	22,160	28,690	34,240	38,830	1,490
	II 区	15,840	20,520	24,490	27,770	1,060
	III 区	10,520	13,620	16,250	18,430	710
	IV 区	8,030	10,390	12,400	14,070	540
	V 区	5,600	7,250	8,650	9,810	370
	VI 区	2,810	3,640	4,340	4,920	180

(イ) 2級地—2
第1類

年 齢 別	基 準 額
0 歳 ~ 2 歳	18,080円
3 歳 ~ 5 歳	22,790
6 歳 ~ 11 歳	29,470
12 歳 ~ 19 歳	36,400
20 歳 ~ 40 歳	34,830
41 歳 ~ 59 歳	33,030
60 歳 ~ 69 歳	31,230
70 歳以上	28,300

第2類

基準額及び加算額	世 帯 人 員 別					5人以上1人を増すごとに加算する額
	1 人	2 人	3 人	4 人		
基 準 額	37,570円	41,580円	46,100円	47,710円		400円
地区別冬季 加 算 額 (11月から 3月まで)	I 区	21,060	27,270	32,550	36,910	1,490
	II 区	15,060	19,510	23,280	26,400	1,060
	III 区	10,000	12,950	15,450	17,520	710
	IV 区	7,630	9,880	11,790	13,370	540
	V 区	5,320	6,890	8,230	9,320	370
	VI 区	2,670	3,460	4,130	4,680	180

ウ 3級地
(ア) 3級地—1
第1類

年 齢 別	基 準 額
0 歳 ~ 2 歳	17,140円
3 歳 ~ 5 歳	21,610
6 歳 ~ 11 歳	27,940
12 歳 ~ 19 歳	34,510
20 歳 ~ 40 歳	33,020
41 歳 ~ 59 歳	31,310
60 歳 ~ 69 歳	29,600
70 歳以上	26,520

第2類

基準額及び加算額	世 帯 人 員 別					5人以上1人を増すごとに加算する額
	1 人	2 人	3 人	4 人		
基 準 額	35,610円	39,420円	43,700円	45,230円		360円
地区別冬季 加 算 額 (11月から 3月まで)	I 区	19,970	25,850	30,860	34,990	1,340
	II 区	14,280	18,490	22,070	25,030	960
	III 区	9,480	12,280	14,650	16,610	640
	IV 区	7,230	9,360	11,180	12,680	480
	V 区	5,040	6,540	7,800	8,840	340
	VI 区	2,530	3,280	3,910	4,440	160

(イ) 3級地—2

第1類

年 齢 別	基 準 額
0 歳 ~ 2 歳	16,200円
3 歳 ~ 5 歳	20,420
6 歳 ~ 11 歳	26,400
12 歳 ~ 19 歳	32,610
20 歳 ~ 40 歳	31,210
41 歳 ~ 59 歳	29,590
60 歳 ~ 69 歳	27,980
70 歳以上	25,510

第2類

基準額及び加算額	世 帯 人 員 別					5人以上1人を増すごとに加算する額
	1 人	2 人	3 人	4 人		
基 準 額	33,660円	37,250円	41,300円	42,750円		360円
地区別冬季 加 算 額 (11月から 3月まで)	I 区	18,870	24,440	29,160	33,070	1,340
	II 区	13,490	17,480	20,860	23,650	960
	III 区	8,960	11,600	13,840	15,690	640
	IV 区	6,840	8,850	10,560	11,980	480
	V 区	4,770	6,180	7,370	8,350	340
	VI 区	2,390	3,100	3,700	4,190	160

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は第1類の表に定める個人別の額を合算した額と第2類の表に定める額の合計額とする。ただし世帯構成員の数が4人の世帯の基準生活費の額は、第1類の表に定める個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げるものとする。）と第2類の表に定める額の合計額とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の基準生活費の額は、第1類の表に定める個人別の額を合算した額に0.90を乗じた額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げるものとする。）と第2類の表に定める額の合計額とする。また、12月の基準生活費の額は、当該合計額に世帯構成員1人につき次の表に定める期末一時扶助費を加えた額とする。

級 地 別	期 末 一 時 扶 助 費
1 級 地 — 1	14,180円
1 級 地 — 2	13,540
2 級 地 — 1	12,900
2 級 地 — 2	12,270
3 級 地 — 1	11,630
3 級 地 — 2	10,990

イ 第2類の表におけるI区からVI区までの区分は次の表に定めるところによる。

地 区 別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の 都府県

ウ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによる。

2 救護施設等

(1) 基準生活費の額（月額）

ア 基準額

級 地 別	救護施設及びこれに準ずる施設	更生施設及びこれに準ずる施設

1	級	地	64,240円	68,050円
2	級	地	61,030	64,650
3	級	地	57,820	61,250

イ 地区別冬季加算額 (11月から3月まで)

地区別 級地別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
1 級 地	10,640円	8,160円	6,420円	4,760円	3,030円	2,280円
2 級 地	9,680	7,430	5,840	4,330	2,760	2,070
3 級 地	8,720	6,690	5,260	3,900	2,480	1,870

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費の額は、(1)に定める額とする。ただし、12月の基準生活費の額は、次の表に定める期末一時扶助費の額を加えた額とする。

級	地	別	期 末 一 時 扶 助 費
1	級	地	5,070円
2	級	地	4,610
3	級	地	4,160

イ 表におけるI区からVI区までの区分は、1の(2)のイの表に定めるところによる。

3 職業能力開発校附属宿泊施設等に入所又は寄宿している者についての特例
次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している者(特別支援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これらの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。)に係る基準生活費の額は、1の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

施 設	基 準 生 活 費 の 額	
	基 準 月 額	地区別冬季加算額及び期末一時扶助費の額
職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設 特別支援学校に附属する寄宿舎	食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	地区別冬季加算額は、2の(1)のイの表に定めるところにより、期末一時扶助費の額は、2の(2)のアの表に定めるところによる。

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設(以下「旧法精神障害者社会復帰施設」という。)	
障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設(以下「旧法知的障害者援護施設」という。)(同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮(以下「旧法知的障害者通勤寮」という。)に限る。)	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額
国立身体障害者リハビリテーションセンター 国立光明寮 国立保養所 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設(以下「旧法身体障害者更生援護施設」という。) 旧法知的障害者援護施設(旧法知的障害者通勤寮を除く。)	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の額の合計額

障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）にいう知的障害児施設（自閉症児施設を除く。）、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設	入院患者日用品費の額
児童福祉施設最低基準にいう第一種自閉症児施設、肢体不自由児施設（肢体不自由児通園施設及び肢体不自由児療護施設を除く。）、重症心身障害児施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）にいう指定医療機関	

第2章 加算

1 妊産婦加算

(1) 加算額（月額）

級地別	妊 婦		産 婦
	妊娠6か月未満	妊娠6か月以上	
1級地及び2級地	9,140円	13,810円	8,490円
3級地	7,770	11,740	7,220

- (2) 妊婦についての加算は、妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から行う。
 - (3) 産婦についての加算は、出産の日の属する月から行い、期間は6箇月を限度として別に定める。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、保護受給中の者については、その出産の日の属する月は妊婦についての加算を行い、翌月から5箇月を限度として別に定めるところにより産婦についての加算を行う。
 - (5) 妊産婦加算は、病院又は診療所において給食を受けている入院患者及び内部障害者更生施設に入所している者については、行わない。
- 2 老齢加算 削除
3 母子加算

(1) 加算額（月額）

		児童1人	児童が2人の場合に 加える額	児童が3人以上 1人を増すごと に加える額
在宅者	1級地	7,750円	610円	310円
	2級地	7,210	570	290
	3級地	6,670	540	270
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		6,460	520	260

(注) 社会福祉施設とは保護施設、旧法身体障害者更生援護施設、旧法精神障害者社会復帰施設、旧法知的障害者援護施設、障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、児童福祉施設最低基準にいう知的障害児施設（自閉症児施設を除く。）、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設若しくは肢体不自由児療護施設又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）にいう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法（平成9年法律第123号）にいう介護保険施設をいうものであること（以下同じ。）。

(2) 母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で4の(2)に掲げる者をいう。）を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。ただし、当該養育に当たる者が父又は母である場合であつて、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。）にあり、かつ、同一世帯に属するときは、この限りではない。

4 障害者加算

(1) 加算額（月額）

		(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
在宅者	1級地	26,850円	17,890円
	2級地	24,970	16,650
	3級地	23,100	15,400
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		22,340	14,890

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいるが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいるが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する肢体不自由児施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する施設に入所している者を除く。）については、別に14,380円を算定するものとする。

(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に12,060円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、69,960円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

5 介護施設入所者加算

介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費が算定されている者であつて、母子加算又は障害者加算が算定されていないものについて行い、加算額（月額）は、9,890円の範囲内の額とする。

6 在宅患者加算

(1) 加算額（月額）

級 地 別	加 算 額
1級地及び2級地	13,290円
3 級 地	11,300

(2) 在宅患者加算は、次に掲げる在宅患者であつて現に療養に専念しているものについて行う。

ア 結核患者であつて現に治療を受けているもの及び結核患者であつて現に治療を受けてはいるが、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

イ 結核患者以外の患者であつて3箇月以上の治療を必要とし、かつ、保

護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

(3) 在宅患者加算は、(2)に掲げる者であつて内部障害者更生施設に入所しているものについては、行わない。

7 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額42,660円、(2)に該当する者にあつては月額21,330円とする。

(1) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの（同法第24条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者に限る。）

イ 放射線（広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の放射線を除く。以下(2)において同じ。）を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

(2) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定を受けた者（同法第25条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者であつて、(1)のアに該当しないものに限る。）

イ 放射線を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

8 児童養育加算

児童養育加算は、児童の養育にあたる者について行い、その加算額（月額）は、児童1人につき次の表に掲げる額とする。

第1子及び第2子	3歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。）	10,000円
	3歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。）であつて12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	5,000円
第3子以降	小学校修了前の児童（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）	10,000円

9 介護保険料加算

介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であつて、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によつて保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。

10 重複調整等

母子加算又は障害者加算について、同一の者が2以上の加算事由に該当する場合には、最も高い一の加算額（同額の場合にはいずれか一方の加算額）を算定するものとし、相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定するものとする。ただし、母子加算のうち児童が2人以上の場合に児童1人につき加算する額及び障害者加算のうち4の(4)又は(5)に該当することにより行われる障害者加算額は、重複調整等を行わないで算定するものとする。

第3章 入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費

1 入院患者日用品費

(1) 基準額及び加算額（月額）

基準額	地区別冬季加算額（11月から3月まで）		
	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
23,150円以内	3,600円	2,110円	1,000円

(2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

- ア 病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。以下同じ。）に1箇月以上入院する者
- イ 救護施設、更生施設又は老人福祉法にいう養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームから病院又は診療所に入院する者
- ウ 介護施設から病院又は診療所に入院する者

(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

2 介護施設入所者基本生活費

(1) 基準額及び加算額（月額）

基準額	地区別冬季加算額（11月から3月まで）		
	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
9,890円以内	3,600円	2,110円	1,000円

(2) 介護施設入所者基本生活費は、介護施設に入所する者について算定する。

(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

3 移送費

移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。

別表第2 教育扶助基準

区分	学校別	
	小学校	中学校
基準額（月額）	2,150円	4,180円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	

別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

級地別	区分	家賃、間代、地代等の額（月額）	補修費等住宅維持費の額（年額）
		1級地及び2級地	13,000円以内
3級地	8,000円以内		

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

別表第4 医療扶助基準

1	指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
2	薬剤又は治療材料に係る費用（1の費用に含まれる場合を除く。）	25,000円以内の額

3	施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
4	移送費	移送に必要な最小限度の額

別表第5 介護扶助基準

1	居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
2	移送費	移送に必要な最小限度の額

別表第6 出産扶助基準

1 基準額

区 分	基 準 額
施設分べんの場合の額	173,000円以内
居宅分べんの場合の額	204,000円以内

- 病院、助産所等施設において分べんする場合は、入院（8日以内の実入院日数）に要する必要最少限度の額を基準額に加算する。
- 衛生材料費を必要とする場合は、5,400円の範囲内の額を基準額に加算する。

別表第7 生業扶助基準

1 基準額

区 分		基 準 額
生 業 費		45,000円以内
技能修得費（高等学校等就学費を除く。）		69,000円以内
	基本額(月額)	5,300円
	教 材 代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額

技能修得費	高等学校等就学費	授業料、入学料及び入学検査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
		通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
就 職 支 度 費			28,000円以内

- 技能修得費（高等学校等就学費を除く。以下同じ。）は、技能修得（高等学校等への就学を除く。以下同じ。）の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年以内とし、1年につき69,000円以内の額を2年を限度として算定する。
- 技能修得のため交通費を必要とする場合は、1又は2に規定するところにより算定した技能修得費の額にその実費を加算する。

別表第8 葬祭扶助基準

1 基準額

級 地 別	基 準 額	
	大 人	小 人
1 級 地 及 び 2 級 地	199,000円以内	159,200円以内
3 級 地	174,100円以内	139,300円以内

- 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。

級 地 別	大 人	小 人
1 級 地 及 び 2 級 地	600円	500円
3 級 地	480	400

- 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、19,700円から次に掲げる額を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。

級 地 別	金 額
1 級 地 及 び 2 級 地	11,230円
3 級 地	9,830円

別表第9 地域の級地区分

1 1級地

(1) 1級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市 町 村 名
埼 玉 県	川口市、さいたま市
東 京 都	区の存する地域、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、西東京市
神 奈 川 県	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、三浦郡 葉山町
愛 知 県	名古屋市
京 都 府	京都市
大 阪 府	大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市
兵 庫 県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市

(2) 1級地—2

次に掲げる市町村

都道府県別	市 町 村 名
北 海 道	札幌市、江別市
宮 城 県	仙台市
埼 玉 県	所沢市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、和光市、新座市
千 葉 県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、浦安市
東 京 都	青梅市、武蔵村山市
神 奈 川 県	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、座間市
滋 賀 県	大津市
京 都 府	宇治市、向日市、長岡京市

大 阪 府	岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、藤井寺市、四條畷市、交野市、泉北郡 忠岡町
兵 庫 県	姫路市、明石市
岡 山 県	岡山市、倉敷市
広 島 県	広島市、呉市、福山市、安芸郡 府中町
福 岡 県	北九州市、福岡市

2 2級地

(1) 2級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市 町 村 名
北 海 道	函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、千歳市、恵庭市、北広島市
青 森 県	青森市
岩 手 県	盛岡市
秋 田 県	秋田市
山 形 県	山形市
福 島 県	福島市
茨 城 県	水戸市
栃 木 県	宇都宮市
群 馬 県	前橋市、高崎市、桐生市
埼 玉 県	川越市、熊谷市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、志木市、桶川市、八潮市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、入間郡 三芳町
千 葉 県	野田市、佐倉市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市
東 京 都	羽村市、あきる野市、西多摩郡 瑞穂町
神 奈 川 県	伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、高座郡 寒川町、中郡 大磯町、二宮町、足柄上郡 大井町、松田町、開成町、足柄下郡 箱根町、真鶴町、湯河原町
新 潟 県	新潟市
富 山 県	富山市、高岡市
石 川 県	金沢市
福 井 県	福井市
山 梨 県	甲府市
長 野 県	長野市、松本市
岐 阜 県	岐阜市
静 岡 県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市
愛 知 県	豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、刈谷市、豊田市、知立市、尾張旭市、日進市

三重県	津市、四日市市
滋賀県	草津市
京都府	城陽市、八幡市、京田辺市、乙訓郡 大山崎町、久世郡 久御山町
大阪府	泉佐野市、富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、泉南市、大阪狭山市、三島郡 島本町、泉南郡 熊取町、田尻町
奈良県	奈良市、生駒市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	鳥取市
島根県	松江市
山口県	下関市、山口市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市
福岡県	久留米市
佐賀県	佐賀市
長崎県	長崎市
熊本県	熊本市
大分県	大分市、別府市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市
沖縄県	那覇市

(2) 2級地—2

次に掲げる市町村

都道府県別	市 町 村 名
北海道	夕張市、岩見沢市、登別市
宮城県	塩竈市、名取市、多賀城市
茨城県	日立市、土浦市、古河市、取手市
栃木県	足利市
新潟県	長岡市
石川県	小松市
長野県	上田市、岡谷市、諏訪市
岐阜県	大垣市、多治見市、瑞浪市、土岐市、各務原市
静岡県	三島市、富士市
愛知県	瀬戸市、豊川市、安城市、東海市、大府市、岩倉市、豊明市、清須市、北名古屋
三重県	松阪市、桑名市

兵庫県	加古川市、高砂市、加古郡 播磨町
奈良県	橿原市
岡山県	玉野市
広島県	三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸郡 海田町、坂町
山口県	宇部市、防府市、岩国市、周南市
福岡県	大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、宗像市、古賀市、福津市、筑紫郡 那珂川町、糟屋郡 宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、遠賀郡 芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、京都郡 刈田町
長崎県	佐世保市、西海市
熊本県	荒尾市

3 3級地

(1) 3級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市 町 村 名
北海道	北見市、網走市、留萌市、稚内市、美瑛市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、伊達市、石狩市、北斗市、亀田郡 七飯町、山越郡 長万部町、檜山郡 江差町、虻田郡 京極町、倶知安町、岩内郡 岩内町、余市郡 余市町、空知郡 奈井江町、上砂川町、南富良野町、上川郡 鷹栖町、東神楽町、上川町、東川町、新得町、勇払郡 占冠村、安平町、中川郡 音威子府村、中川町、幕別町、天塩郡 天塩町、幌延町、宗谷郡 猿払村、枝幸郡 浜頓別町、枝幸町、網走郡 美幌町、斜里郡 斜里町、清里町、紋別郡 遠軽町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、沙流郡 日高町、浦河郡 浦河町、日高郡 新ひだか町、河東郡 音更町、河西郡 芽室町、中札内村、足寄郡 陸別町、釧路郡 釧路町、川上郡 弟子屈町、標津郡 中標津町、標津町、目梨郡 羅白町
青森県	弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市
岩手県	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、岩手郡 滝沢村
宮城県	石巻市、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大崎市、柴田郡 大河原町、柴田町、宮城郡 七ヶ浜町、利府町、黒川郡 富谷町
秋田県	能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市
山形県	米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市

福島県	会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市
茨城県	石岡市、龍ヶ崎市、常陸太田市、高萩市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、筑西市、那珂郡 東海村、稲敷郡 美浦村、北相馬郡 利根町
栃木県	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、下野市、河内郡 上三川町、下都賀郡 壬生町
群馬県	伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、吾妻郡 草津町、利根郡 みなかみ町、邑楽郡 大泉町
埼玉県	行田市、秩父市、飯能市、加須市、本荘市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、北足立郡 伊奈町、入間郡 毛呂山町、越生町、比企郡 嵐山町、小川町、鳩山町、南埼玉郡 宮代町、白岡町、北葛飾郡 栗橋町、鷲宮町、杉戸町、松伏町
千葉県	銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、白井市、匝瑛市、香取市、印旛郡 酒々井町
東京都	西多摩郡 日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	足柄上郡 中井町、山北町、愛甲郡 愛川町、清川村
新潟県	三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、妙高市、南魚沼郡 湯沢町、刈羽郡 刈羽村
富山県	魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡 舟橋村、上市町、立山町、下新川郡 入善町、朝日町
石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、能美郡 川北町、石川郡 野々市町、河北郡 津幡町、内灘町
福井県	敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡 永平寺町、南条郡 南越前町、丹生郡 越前町
山梨県	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、中巨摩郡 昭和町
長野県	飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、北佐久郡 軽井沢町、諏訪郡 下諏訪町、富士見町、上伊那郡 辰野町、箕輪町、木曾郡 木曾町、東筑摩郡 波田町、埴科郡 坂城町、上高井郡 小布施町
岐阜県	高山市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、可児市、瑞穂市、羽島郡 岐南町、笠松町、本巣郡 北方町

静岡県	富士宮市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿崎市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡 函南町、駿東郡 清水町、長泉町、小山町、富士郡 芝川町、庵原郡 富士川町、由比町、浜名郡 新居町
愛知県	半田市、津島市、碧南市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、愛知郡 東郷町、長久手町、西春日井郡 豊山町、春日町、丹羽郡 大口町、扶桑町、海部郡 七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛鳥村、知多郡 阿久比町、東浦町、南知多郡 美浜町、武豊町、幡豆郡 一色町、吉良町、幡豆町、額田郡 幸田町、西加茂郡 三好町、北設楽郡 設楽町、東栄町、宝飯郡 音羽町、小坂井町、御津町
三重県	伊勢市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、桑名郡 木曾岬町、員弁郡 東員町、三重郡 菰野町、朝日町、川越町
滋賀県	彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、南丹市、木津川市、綴喜郡 井手町、宇治田原町、相楽郡 精華町
大阪府	阪南市、豊能郡 豊能町、能勢町、泉南郡 岬町、南河内郡 太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	洲本市、相生市、豊岡市、赤穂市、西脇市、三木市、小野市、三田市、加西市、たつの市、川辺郡 猪名川町、加古郡 稲美町、揖保郡 太子町
奈良県	大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、生駒郡 平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、磯城郡 川西町、三宅町、田原本町、高市郡 高取町、明日香村、北葛城郡 上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野郡 吉野町、大淀町、下市町
和歌山県	海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、岩出市、海草郡 紀美野町、伊都郡 高野町、有田郡 湯浅町、日高郡 美浜町、西牟婁郡 白浜町、東牟婁郡 那智勝浦町、太地町、串本町
鳥取県	米子市、倉吉市、境港市、西伯郡 日吉津村
島根県	浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、八束郡 東出雲町、隠岐郡 隠岐の島町
岡山県	津山市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、都窪郡 早島町、浅口郡 里庄町、小田郡 矢掛町
広島県	竹原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、安芸郡 熊野町
山口県	萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祿市、山陽小野田市、玖珂郡 和木町、熊毛郡 田布施町、平生町

I 生活保護法関係法令 第2章 保護の基準

徳島県	鳴門市、小松島市、阿南市
香川県	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、香川郡 直島町、綾歌郡 宇多津町、仲多度郡 琴平町、多度津町
愛媛県	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市
福岡県	柳川市、八女市、筑後市、大川市、豊前市、小郡市、嘉麻市、朝倉市
佐賀県	唐津市、鳥栖市
長崎県	諫早市、大村市、西彼杵郡 長与町、時津町
大分県	中津市
宮崎県	都城市、延岡市
鹿児島県	鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、大口市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、姶良郡 加治木町、姶良町
沖縄県	宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、宮古島市

(2) 3級地—2

1級地、2級地及び3級地—1以外の市町村